

# 監事監査報告書

令和3年 5月12日

学校法人 悠久崇徳学園  
理事長 田宮 崇 殿

監事 河上 恭雄

監事 王ヶ崎 芳人



私たちは、学校法人悠久崇徳学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人悠久崇徳学園寄附行為第15条第3号の規定に基づいて、学校法人悠久崇徳学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務執行及び財産の状況について、下記のとおり監査いたしました。

## 記

1. 監査日時 令和3年5月12日 午後1時

2. 監査の場所 学校法人悠久崇徳学園会議室

3. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、関連する法令、通知及び寄附行為に従い、当学園の事業の執行状況を正しく示し、不正の点はなしと認められます。
- (2) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令、通知及び寄附行為に従い、当学園の収入と支出の状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令、通知及び寄附行為に従い、当学園の資産及び負債の状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、関連する法令、通知及び寄附行為に従い、当学園の財産を正しく示し、不正の点はないと認めます。

以上